

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相生市	西後明地区(西後明集落)	令和3年3月1日	平成31年3月27日

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	7.07 ha	
①人・農地プランの耕地面積	4.60 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.95 ha	64.2 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	1.08 ha	23.4 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.88 ha	40.8 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	0.78 ha	17.0 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	0.19 ha	4.2 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	0.90 ha	19.6 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.65 ha	35.8 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) プランの区域は、住宅地内の混在農地を除いた区域としている。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・現状では1戸の大規模農家が約0.6haを耕作している。アンケート結果では、70歳以上の農業者の耕作面積は1.9ha(区域の約40%)であるが、高齢化が進む中で地域として農地が守れるか不安がある。 ・アンケート結果では、現在も貸している、又は貸したい意向のある農地が0.7ha(区域の約15%)に過ぎなく、個々に農地を耕作すると回答しているが、全体的に後継者が不明または未定の農家が多く、地域の農地をどのように守っていくかを売却することも視野に入れて地区で検討する必要がある。 ・今後、ため池3か所のうち2か所は業者に委託し1か所は、近隣地区と共同管理する。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ・現在、1戸の認定農業者(法人)が計0.6haの農地に利用権設定をしている。自己耕作の農地において貸出希望は少ないが、今後も地域の中心経営体となっただき地域の農地を守っていくよう依頼する。また、定期的な集落での話し合いを行い、地域で農地を保全するよう機運を高め、農地の集約化を検討する。 ・中心となる経営体については、現時点では、70代後半が1人だけで後継者についても早期退職する等なければ見込めていない状態である。大型機械による耕作が不向きな土地がおおく、労働集約型の農地活用をしてくれる方を探していきたい。 ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

●農地の貸付け等の意向

現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、10筆7,105㎡となっている。
また、現在の中心経営体が農業に非協力的であり、貸出希望者も少ない。
耕作者が作業の省力化、効率化を図り地域農地の保全が図れるよう、集落内及び耕作者で定期的な話し合いを行い集約化に努める。

●農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができること勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて集落全体で検討していく。
また、当面は耕作を希望する所有者にあつては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で検討を進めていく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる、現在は団地囲いの防護柵を設置し、個人での対応を行っている。罨による対応も2年行ったものの残渣の処理が困難であり、現在は行っていない。

●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針

農地については、近隣に迷惑をかけない程度で最低限の保全管理を行う。
農業用水路は、農地所有者と自治会会員でおこなっているものの、高齢化が進み地域住民の協力を仰いでいきたい。
農道については、現在の中心経営体による維持管理により対応可能である。